

山梨県公報

号外第三十八号

平成十八年

七月十一日

火曜日

目次

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例	三
山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例	三
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県県税条例の一部を改正する条例	五
山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例	〇
山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一三
山梨県卸売市場条例等の一部を改正する条例	一四
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	一四
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	一四
山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	一五

条例のあらまし

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例(条例第三十八号)(市町村課)

1 東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。

- (一) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
- (二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
- (三) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

2 この条例は、平成十八年八月一日から施行することとした。

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(情報政策課)

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、情報提供手数料の納付者について規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(人事課)

- 1 社会経済情勢等にかんがみ、特別職の職員に係る退職手当の算定基礎となる勤続期間の月数の計算方法等について次の改正を行うこととした。
 - (一) 任期ごとに支給することとした。
 - (二) 就任日から実際に勤務した月数に従って計算することとし、退職日を含む一月未満の端数は、切り捨てることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(職員厚生課)

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、次に掲げる移動を通勤による災害の対象となる通勤の範囲に加えることとした。
 - (一) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動等
 - (二) 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
- 2 1に伴う規定の整備を行うこととした。
- 3 その他規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、1及び2については、平成十八年四月一日から適用することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(長寿社会課)

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、次の手数料を定めることとした。
 - 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料 千円
- 2 1の手数料を登録試験問題作成機関の収入とすることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(税務課)

- (一) 地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税等について次の改正を行うこととした。
 - 1 所得控除から損害保険料控除を削り、地震保険料控除を加えることとした。
 - 2 所得割の税率について、次の改正を行うこととした。

- (i) (ii) 以外の所得割の税率を四パーセントとすることとした。
- (ii) 退職所得の分離課税に係る所得割の税率を四パーセントとすることとした。
- (3) 所得税及び個人県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための減額措置を設けることとした。
- (4) 市町村に交付する徴収取扱費は、納税義務者の数に政令で定める額を乗ずる方法等により算定することとした。
- (5) 分離課税に係る税率について、次の改正を行うこととした。
 - (i) 肉用牛の売却による農業所得について、〇・六パーセントに引き上げることとした。
 - (ii) 土地、建物等の長期譲渡所得について、二パーセントに引き上げることとした。
 - (iii) 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、譲渡益が二千万円以下の部分については一・六パーセントに、譲渡益が二千万円を超える部分については二パーセントに引き上げることとした。
 - (iv) 土地、建物等の短期譲渡所得について、三・六パーセント（国等に対する譲渡については二パーセント）に引き上げることとした。
 - (v) 土地の譲渡等に係る事業所得等について、四・八パーセントに引き上げることとした。
 - (vi) 先物取引等に係る雑所得等について、二パーセントに引き上げることとした。
 - (vii) 株式等に係る譲渡所得等について、二パーセントに引き上げることとした。
 - (viii) 上場株式等に係る譲渡所得等について、一・二パーセントに引き上げることとした。
 - (ix) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、譲渡益が六千万円以下の部分については一・六パーセントに、譲渡益が六千万円を超える部分については二パーセントに引き上げることとした。
- (6) 配当控除における控除率について、次の改正を行うこととした。
 - (i) (ii) 及び (iii) 以外の配当所得のうち、千万円以下の部分については一・二パーセントに、千万円を超える部分については〇・六パーセントに引き上げることとした。
 - (ii) 証券投資信託に係る配当のうち、千万円以下の部分については〇・六パーセントに、千万円を超える部分については〇・三パーセントに引き上げることとした。
 - (iii) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当のうち、千万円以下の部分については〇・三パーセントに、千万円を超える部分については〇・一五パーセントに引き上げることとした。

- (7) 所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算定した金額の五分の二に相当する金額を所得割額から控除することとした。
- (8) 定率減税を廃止することとした。
- (9) 退職所得に係る県民税の特別徴収税額表を廃止することとした。
- (二) 法人事業税
税率の特例を本則の制度とすることとした。
- (三) その他次に掲げる規定の整備を行うこととした。
 - (1) 法人事業税の税率の特例を本則の制度とすることに伴う規定の整備を行うこととした。
 - (2) 道路運送法改正に伴う規定の整備を行うこととした。
 - (3) その他
- 2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、1 (一) (2) (ii)、1 (一) (9) 及び 1 (三) については平成十九年一月一日から、1 (一) (1) については平成二十年一月一日から、1 (三) については道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第四十四号）（障害福祉課）**
 - 1 障害者自立支援法の施行にかんがみ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例外六条例の一部改正
 - (1) 身体障害者福祉法等の施設設置規定が削除されることに伴い、次の改正を行うこととした。
 - (i) 県立の五施設について、障害者自立支援法に規定する経過措置を適用するため、設置規定等の改正を行うこととした。
 - (ii) 県立梨の実寮及び県立あさひワークホームについて、これらの施設の条例名を改正することとした。
 - (2) 障害児の入所について、措置制度から利用契約制度へ移行することに伴い、新たに使用料を設けることとした。
 - (3) 引用法令の条項ずれの整理を行うこととした。
 - (二) 山梨県職員給与条例及び山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正
福祉職給料表が適用される職員が勤務する施設等の名称の一部を障害者支援施設に改めることとした。
 - (三) 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
入所している期間中介護補償が行われない施設を生活介護を行う障害者支援施設

等とすることとした。

(四) 山梨県看護職員修学資金貸与条例等について、引用法令の条項すれの整理を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年十月一日から施行することとした。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(花き農水産課)

1 県立フラワーセンターの利用の促進を図るため、一年間の定額での利用を可能とし、その限度額を次のとおり定めることとした。

区 分	定期利用料金限度額
一般、大学生及び高校生	一人につき 五、〇〇〇円
中学生及び小学生	一人につき 二、五〇〇円

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県卸売市場条例等の一部を改正する条例(条例第四十六号)(果樹食品流通課)

1 会社法の施行等に伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県卸売市場条例

(二) 山梨県地場産業振興条例

(三) 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例

(四) 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(建築指導課)

1 北杜市の町を新たに画したことに伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(市町村課)

1 甲府市及び北杜市の字等の名称変更等に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(議会)

1 東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することに伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十八年八月一日から施行することとした。

条 例

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十八号

芦川村を笛吹市に編入することに伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡東地域県民センターの項、第五条第二項の表山梨県峡東保健福祉事務所の項及び同条第四項の表山梨県峡南保健福祉事務所の項中「東八代郡、」を削る。

第七条中「第十五条」を「第十二条第一項」に改め、同条の表山梨県中央児童相談所の項中「東八代郡、」を削る。

第九条の表山梨県峡東保健所の項、第十一条第二項の表山梨県峡東林務環境事務所の項、第十三条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項、第十五条第二項の表山梨県峡東農務事務所の項及び第十六条第二項の表山梨県峡東建設事務所の項中「東八代郡、」を削る。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の四の項中「中央市 芦川村」を「中央市」に改める。
(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「笛吹市」を「笛吹市(旧芦川村の区域を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年八月一日から施行する。

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県条例第三十九号

正する条例
山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第四項」を「第十八条第一項」に、「署名検証者」を「署名検証者等」に、「法第十八条第一項」を「同項」に改め、同条第二項第三号中「署名検証者」を「署名検証者等」に改める。

附則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による退職手当の支給は、特別職の職員の任期ごとに行つ。

第三条第二項中「同一の職を引き続いた」を削り、「による」を「の月数によるもの」とし、当該在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十一号

正する条例
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行つ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 住居と勤務場所との間の往復
- 二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第九条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十二条第一項第四号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三第一項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第二十九条第二項に規定するところによる。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（次項において「新条例」という。）（第二条の二の規定は、平成十八年四月一日から適用する。）

（経過措置）

2 新条例第二条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中百六十九の二の項を百六十九の三の項とし、百六十九の項の次に次のように加える。

百六十九の二 介護保険法第六十九条の十一第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務	千円
手数料		

別表第三中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表六の項中「百六十九の二の項」を「百六十九の三の項」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 介護保険法第六十九条の十一第一項に規定する登録試験問題作成機関であつて知事が試験問題作成事務を行わせるもの	別表第二の百六十九の二の項の介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十三号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第二十二条を次のように改める。

（調整控除）

第二十二條 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- 一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額
 - イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合において、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	(i) 当該掲げる場合以外の場合 合 当該障害者一人につき 一 万円 (ii) 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき十 万円
(2) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（(3)に掲げる者を除く。）	一 万円
(3) 法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下である所得割の納税義務者	五 万円
(4) 勤労学生である所得割の納税義務者	一 万円
(5) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（(6)に掲げる者を除く。）	(i) 当該掲げる場合以外の場合 合 五 万円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 合 十 万円
(6) 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(i) 当該掲げる場合以外の場合 合 十 七 万 円 (ii) 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合

<p>(7) 自己と生計を一にする法第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）</p>	<p>合 二十二万円</p> <p>(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 合 五万円 (ii) 当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合 三万円</p>
<p>(8) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき五万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円</p>
<p>(9) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) (ii)及び(iii)に掲げる場合以外の場合 当該扶養親族一人につき十七万円 (ii) 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき三十万円 (iii) 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき二十二万円</p>
<p>(10) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者</p>	<p>(i) (ii)に掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族一人につき十三万円 (ii) 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき二十五万円</p>

口 当該納税義務者の合計課税所得金額

一 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額（当該金額が五百万円を下回る場合には、五百万円とする。）の百分の二に相当する金額

イ 五百万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第二十八条第一項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を政令で定める金額に乗じて得た金額

第二十八条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 法第三十七条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第二十八条第二項中、「前三月間における事実に基づき」を削る。

第二十八条の四を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第二十八条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第三十三条の八中、「第七十一条の十四第四項」を「第七十一条の十四第五項」に改める。

第三十三条の十五中、「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第六項」に改める。

第三十三条の二十一中、「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第六項」に改める。

第三十八条第一項第一号八の表中、「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七

・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号八中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号二中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第六十八條の十一中「第七十四條の二十三第四項」を「第七十四條の二十三第五項」に改める。

第八十九條中「第九十條第四項」を「第九十條第五項」に改める。

第一百六條第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

第六十七條中「第七百條の三十三第四項」を「第七百條の三十三第五項」に、「同条同項」を「同項」に改める。

附則第四條中「法第三十六條」を「第二十二條」に改め、同條第一号中「百分の〇・八」を「百分の一・二」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同條第二号中「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同條第三号中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・一五」に改める。

附則第六條を次のように改める。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六條 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一條又は第四十一條の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一條第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限り、(一)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)(二)の五分の二に相当する金額(次項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第二十一條及び第二十二條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一條第二項若しくは第四十一條の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一號)第十六條第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一條第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有す

る場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額から八に掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十號。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。))第十四條の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八號)第四條の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一條の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五條第二項、第二十八條の四第一項、第三十一條第一項(同法第三十一條の二又は第三十一條の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十七條の十第一項(同法第三十七條の十一第一項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第四十一條の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六號)第三條の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五條の規定による免除額、所得税法第九十二條の規定による控除額及び租税特別措置法第十條から第十條の七までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一條、第四十一條の二の二、第四十一條の十八若しくは第四十一條の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五號)第二條又は所得税法第九十五條の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を、法附則第五條の四第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用す

3 県民税の所得割の納税義務者が第二十四条の四第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

4 前項の場合において、第二項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

附則第六条の二第二項中「及び附則第四条並びに法第三十六条及び法第三十七条の二の規定にかかわらず」を、「附則第四条及び前条第一項並びに法第三十七条の二の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「百分の〇・五」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「及び附則第四条並びに法第三十六条及び法第三十七条の二」を、「附則第四条及び前条第一項並びに法第三十七条の二」に改め、同条第三項中「並びに附則第十二条の十八第一項及び第二項」を削り、「次条第二項第二号及び附則第十二条の十八第二項第一号」を「同項第二号」に、「附則第四条」を「及び附則第六条第一項」に、「附則第四条」を、「附則第六条第一項及び附則」に改める。

附則第六条の三第二項中「及び法第三十六条」を「及び第二十二條」に改め、同項第二号中「及び附則第四条並びに法第三十六条及び第三十七条の二」を、「第二十二條、附則第四条及び附則第六条第一項並びに法第三十七条の二」に改め、同項第三号中「第三百十四條の四」を「第三百十四條の六」に、「及び附則第五条第三項」を、「附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改める。

附則第七条から第九条までを次のように改める。
(個人の県民税の分離課税に係る所得割の税率等の特例)

第七条 第十六条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十八条の六及び第二十八条の八の規定の適用については、これらの規定中「及び第二十八条の四」とあるのは、「、第二十八条の四及び附則第七条第一項」とする。

第八条及び第九条 削除

附則第十二条の二中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の三第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円

附則第十二条の三第一項第二号中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第

三項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

附則第十二条の四中「百分の三」を「百分の三・六」に改める。

附則第十二条の七第一項第一号中「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改める。

附則第十二条の八中「本条」を「この条」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の十中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等（以下この条において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「同条第八項第三号」を「同条第五項第三号」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の十の二中「附則第三十五条の二第八項第三号」を「附則第三十五条の二第五項第三号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改める。

附則第十二条の十五の二を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第十二条の十五の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の

規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第三十八条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得 百分の六・六

とあるのは
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額 百分
及び清算所得 百分

各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額 百分

の六・六

の七・九

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」とあるのは、「百分の六・六

の七・九

（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

附則第十二条の十七第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 九十六万円

附則第十二条の十七第一項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十二条の十八を削る。

附則別表を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十八条の四、第三十三条の八、第三十三条の十五、第三十三条の二十一、第六十八条の十一、第八十九条及び第六十七条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの改正規定及び附則別表を削る改正規定並びに附則第二条第二項の規定
平成十九年一月一日

- 二 第二十条の改正規定及び附則第二条第三項の規定
平成二十年一月一日

- 三 第一百六条第一項第三号イ⁽¹⁾の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）第二十一条第一項及び第二十二條並びに附則第四条、第六条の二第二項、第十二条の二、第十二条の三第一項、第十二条の四、第十二条の八、第十二条の十、第十二条の十一及び第十二条の十七第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、第四項に定めるものを除き、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第二十八条の二の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第二十八条の二に規定する退職

手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

- 3 新条例第二十条の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第二十八条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

第三条 平成十九年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第二十一条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第二十二條第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第十二条の二に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十二条の四に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十二条の八に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額及び新条例附則第十二条の十に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される改正法第一条による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第二十二條第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（改正法附則第十二条第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。））を、新条例及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

- 一 当該納税義務者の平成十九年度分の新条例第二十一条の規定による所得割の額が

ら新条例第二十二条の規定による控除額を控除した金額

二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る新条例第二十一条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につきこの条例による改正前の山梨県県税条例第二十一条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 山梨県県税条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第七十八号）附則第二条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新条例及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「山梨県県税条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第七十八号）附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日）までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新条例第三十八条及び新条例附則第十二条の十五の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十四号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第四号）

の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六の知的障害者更生施設」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者更生施設」に改め、同条第二項中、「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削り、「知的障害者福祉法」の下に、「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加える。

第四条第一項の表を次のように改める。

利 用 者 等	金 額
一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額
二 障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五条第三項の知的障害者更生施設支援に相当するサービスを受けた者（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）	障害者自立支援法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法第二十九条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額
三 児童福祉法第七条第三項の知的障害児施設支援を受けた障害児（同法第二十七条第一項の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	児童福祉法第二十四条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額

（山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例

第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表一の項中、「第十五条の三十一第一項」を「第十五条の四」に、「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の六」に改め、同表に次のように加える。

二 児童福祉法第七条第六項の肢体不自由児施設支援及び同条第七項の重症心身障害児施設支援を受けた障害児（同法第二十七条第一項の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）

児童福祉法第二十四条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額

（山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部改正）
第三条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和五十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（第二十一条の六の知的障害者更生施設」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。））」に改め、同条第二項中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削り、「知的障害者福祉法」の下に「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加える。

第七条第一項の表を次のように改める。

利用 者 等	金 額
一 障害者自立支援法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
二 障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五条第三項の知的障害者更生施設支援に相当するサービスを受けた者（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）	障害者自立支援法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法第二十九条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額

（山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正）
第四条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

（設置）
第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者授産施設を設置する。

第四条第一項中「法」を「法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）」に改め、「の知的障害者授産施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「法」に、「うち法」を「うち知的障害者福祉法」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

利 用 者 等	金 額
一 法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
二 知的障害者授産施設支援を受けた者（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）	法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び法第二十九条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額

（山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例の一部改正）
第五条 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

（設置）
第一条 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例（設置）
 第一条を次のように改める。

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者授産施設を設置する。

第三条中「、法」を、「法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」に改め、「身体障害者授産施設支援」の下に「に相当するサービス（以下「身体障害者授産施設支援」という。）」を加え、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「法」に、「うち法」を「うち身体障害者福祉法」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

利 用 者 等	金 額
一 法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した身体障害者（身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。）、知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
二 身体障害者授産施設支援を受けた者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による措置に係る者を除く。）	法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び法第二十九条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額

（山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正）

第六条 山梨県立聴覚障害者情報センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。

（山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の一部改正）

第七条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生施設を設置する。

第三条中「、法」を、「法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」に改め、「身体障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス（以下「身体障害者更生施設支援」という。）」を加え、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「法」に、「うち法」を「うち身体障害者福祉法」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

利 用 者 等	金 額
一 法第五条第八項の短期入所を行う事業を利用した身体障害者（身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置に係る者を除く。）、知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置に係る者を除く。）又は障害児（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）の保護者（同法第六条の保護者をいう。）	法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額
二 身体障害者更生施設支援を受けた者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による措置に係る者を除く。）	法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び法第二十九条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第八条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四備考中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

（山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

第九条 山梨県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号八中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同号二中「第二十七号第二項」を「第七号第六項」に改める。

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第十条 次に掲げる条例の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

- 一 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条の七第三号
- 二 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)第三条第二号

(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第十一条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年山梨県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号を次のように改める。

- 二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第十条の二に次の一号を加える。

- 三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

(山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第十二条 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

- 二 障害者支援施設

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用又は利用に係る使用料又は利用料金であつて次に掲げるものについては、なお従前の例による。
 - 一 第一条の規定による改正前の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第四条に規定する使用料
 - 二 第二条の規定による改正前の山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例第四条第三項に規定する使用料

- 三 第三条の規定による改正前の山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第七

条第一項に規定する利用料金

四 第四条の規定による改正前の山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例第八条第一項に規定する利用料金

五 第五条の規定による改正前の山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例第七条第一項に規定する利用料金

六 第七条の規定による改正前の山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例第七条第一項に規定する利用料金

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十五号

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十条関係)

区 分	利用料金限度額		定期利用料金限度額
	個人	団体	
一般、大学生及び高校生	一人につき 五〇〇円	一人につき 四〇〇円	一人につき 五、〇〇〇円
中学生及び小学生	一人につき 二五〇円	一人につき 二〇〇円	一人につき 二、五〇〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第八条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県卸売市場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年七月十一日

山梨県条例第四十六号

山梨県卸売市場条例等の一部を改正する条例
(山梨県卸売市場条例の一部改正)

第一条 山梨県卸売市場条例(昭和四十六年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「営業」を「事業」に改める。
第十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「資本」を「資本金」に改める。

(山梨県地場産業振興条例の一部改正)
第二条 山梨県地場産業振興条例(平成五年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。
(政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第三条 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「資本の金額」を「資本金の額」に改める。
(公益法人等への山梨県職員のパ遣等に関する条例の一部改正)

第四条 公益法人等への山梨県職員のパ遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「又は有限会社」を削る。
附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年七月十一日

山梨県条例第四十七号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
(山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。)

別表第一の三の項及び四の項中「北杜市」を「北杜市高根町」に改め、同表五の項か

ら七の項までの規定中「北巨摩郡小淵沢町」を「北杜市小淵沢町」に改める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年七月十一日

山梨県条例第四十八号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例
(山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。)

別表山梨県南甲府警察署の項中「及び大津町」を、「大津町、右左口町、心経寺町、中畑町、上向山町、下向山町、白井町、上曾根町及び下曾根町」に、
「中央市」

を「中央市」に改め、同表山梨県長坂警察署の項中
高根町、長坂町、大泉町、
北巨摩郡

白州町及び
武川町及び小淵沢町
に改め、同表山梨県市川

警察署の項中
西八代郡のうち
市川三郷町及び上九一色村(精進、
本栖及び富士ヶ嶺を除く。)

に、「上九一色村」を「富士河口湖町」に改め、同表山梨県笛吹

警察署の項中
東八代郡のうち
芦川村
を「東八代郡」に改め、同表山梨県富士吉田警察署の

項中
西八代郡のうち
上九一色村のうち精進、本栖及び富士ヶ嶺
を「南巨摩郡のうち

南巨摩郡のうち
に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十九号

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に南アルプス市の項、北杜市の項、甲斐市の項、笛吹市・東八代郡の項、上野原市・北都留郡の項、甲州市の項及び中央市・中巨摩郡の項を加える改正規定中「笛吹市・東八代郡」を「笛吹市」に改め、「及び東八代郡」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年八月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番